

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から46年3月まで

母が町内会集金を通じて私と父の国民年金保険料を納付していた。また、婚姻後は私の妻の保険料も一緒に納付していた。申立期間について、私の保険料だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後から60歳までの約30年間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の父は国民年金制度発足当初から60歳まで、申立人の妻も20歳から60歳まで保険料をすべて納付しており、家族の保険料を納付していたとされる申立人の母の納付意識が高かったことがうかがわれ、申立人の供述する申立期間中の保険料額も当時のものとおおむね一致しているほか、申立人の母の知人とする元自治体職員は「間違いなく申立人の父の確定申告書に申立人の父と申立人の二人分の国民年金保険料が控除されていた。」と証言している。

また、申立人及びその妻には、婚姻後の昭和44年9月に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、それぞれ20歳に到達した時点（申立人は昭和37年*月、その妻は39年*月）にさかのぼって資格取得しているが、その時点で、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間である。しかし、申立人と同じ条件の申立人の妻については資格取得した39年*月以降の保険料が納付済みとされており、さらに、42年6月以前の特例納付でしか保険料を納付できない期間について、特例納付した場合に保管されるべき特殊台帳が無く、申立人の妻に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた可能性がある。

加えて、申立人については、国民年金受付処理簿に登載された名前の読みが

誤って記録されている等の状況もあり、申立人の妻同様、申立人についても別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた可能性がある。

そのほか、申立人と同じように保険料を納付していたとされる申立人の妻及び父の保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立人の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

石川国民年金 事案336

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から62年12月までの国民年金保険料(付加保険料を含む。)については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から62年12月まで

退職後、国民年金に加入し、町内の婦人会を通じて夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間について、妻の保険料は納付済みとなっているのに、私のみ未加入及び未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年7月において厚生年金保険で受給資格期間を満たしていたため、任意加入であることを承知で国民年金に加入したとしており、事実、この当時に国民年金に加入しており、加入当初から付加保険料も納付しているほか、申立人の妻は申立期間を含めた約30年間の国民年金加入期間に保険料の未納は無く、申立人及びその妻の年金制度への関心が高かったことがうかがえる。

また、市(当時は、町)の記録によると、申立人は国民年金加入時に任意加入被保険者とすべきところ、強制加入被保険者とされ、昭和57年10月に強制加入被保険者のまま資格喪失している。その喪失理由は「公年加入」とされているが、申立人は、申立期間当時、個人事業主であり、ほかに被用者年金に加入した形跡も見当たらないことから、行政記録に不自然さがみられる。

さらに、申立人の居住している町内では当時、申立内容のとおり、婦人会が国民年金保険料を集金しており、確認できる平成5年4月から7年9月までの間、申立人及びその妻は同一日に保険料を納付しているほか、申立人には申立期間の前後を通じて、住所、職業等生活環境に大きな変化は認められず、保険料を納付する上で支障となる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間前には付加保険料を含めて国民年金保険料を納

付していたことから、申立期間についても継続して付加保険料を含めて納付していたとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月及び同年 2 月

昭和 63 年 4 月に退職した後、市役所で国民年金の加入手続をした。市役所の係の人から「年金を納めていない期間があり、納めないと将来年金が全額支給されないので納めた方が良いです。」と言われ、納付したことを覚えており申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間である。

また、申立人は、会社を退職後の昭和 63 年 4 月に実家に帰り、市役所で国民年金の加入手続をしたと述べており、その母親も、申立人が花嫁修業のために同年同月に実家に戻ってきたと述べていることから、申立人は供述どおり、63 年 4 月に国民年金に加入手続したものと推認でき、同時にその国民年金被保険者資格がさかのぼって取得されたものと思われる。

さらに、申立人は、申立期間を除いて国民年金被保険者期間の保険料を未納無く納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っており、年金制度への関心が高いことがうかがわれ、上述のとおり、申立人が国民年金に加入した時点では、過年度納付が可能な期間であった申立期間のみ納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立人は加入手続の状況やその時、市の職員から申立期間の保険料が未納である旨の説明を受けたことを比較的明確に覚えている上、申立人の母親は申立人から保険料の納付について相談を受け、申立期間の保険料を納付するに足りる金額を申立人に渡したと述べており、これらの主張に不自然な点はない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

石川国民年金 事案338

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月

私は、婚姻後、夫とともに国民年金保険料をずっと納めてきたのに、1か月だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和47年1月に払い出されており、申立人及びその夫は、当時未納であった申立期間直前である46年2月までの国民年金保険料を夫婦一緒に特例納付及び過年度納付し、申立期間を除き、申立人は60歳に達するまでの間、その夫は他界する平成6年までの間、保険料を納付しており、納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、上述のとおり、申立人及びその夫が申立期間前の14か月分の国民年金保険料を過年度納付した昭和47年2月の時点で、申立期間である46年3月の保険料は時効になっておらず、さかのぼって納付することが可能であり、申立期間の保険料についても申立期間前と同じように過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

私たち夫婦は、町会長であり国民年金委員であった人に勧められ二人一緒に国民年金に加入し、この町会長に保険料を納付していた。申立期間については、町会長から未納の保険料があるので納付するように言われ納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上、数度にわたる国民年金と厚生年金保険との切替手続も中断なく行うなど、保険料納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人夫婦に納付を勧めたとされる者は、申立人夫婦と同じ公営住宅に居住し、確認できた昭和*年から平成*年までは町会長を務め、*年*月には国民年金委員も兼務しており、同委員として昭和*年度に県国民年金協議会長表彰及び*年度に県知事表彰を受けるなど、申立人の供述に相違はない。

さらに、申立人は、昭和47年1月に夫婦連番で国民年金に加入し、国民年金受付処理簿によると資格取得日を45年4月1日にさかのぼっており、これは申立人の所持する国民年金手帳及び市の保管する国民年金被保険者名簿に記載される資格取得届出日とも一致している上、申立期間直後の昭和46年度の納付記録は、申立人の国民年金手帳に検認印が押されていないことから過年度納付したと推認でき、同手帳に検認された47年度の最初の現年度納付日である47年7月27日に申立期間及び46年度の2年分の未納保険料を過年度納付したとしても不自然ではない。

加えて、申立期間は1年間と短期間であり、申立期間の保険料を納付できな

かった客観的な理由や周辺事情も見当たらない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和45年4月については、申立人は厚生年金保険被保険者であったことが平成17年に判明し、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであるため、この期間の記録訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年5月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

私たち夫婦は、町会長であり国民年金委員であった人に勧められ二人一緒に国民年金に加入し、この町会長に保険料を納付していた。申立期間については、町会長から未納の保険料があるので納付するように言われ納付したはずであり、未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上、数度にわたる国民年金と厚生年金保険との切替手続も間断なく行うなど、保険料納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人夫婦に納付を勧めたとされる者は、申立人夫婦と同じ公営住宅に居住し、確認できた昭和*年から平成*年までは町会長を務め、*年*月には国民年金委員も兼務しており、同委員として昭和*年度に県国民年金協議会長表彰及び*年度に県知事表彰を受けるなど、申立人の供述に相違はない。

さらに、申立人は、昭和47年1月に夫婦連番で国民年金に加入し、国民年金受付処理簿によると資格取得日を45年4月1日にさかのぼっており、これは申立人の所持する国民年金手帳及び市の保管する国民年金被保険者名簿に記載される資格取得届出日とも一致している上、申立期間直後の昭和46年度の納付記録は、申立人の国民年金手帳に検認印が押されていないことから過年度納付したと推認でき、同手帳に検認された47年度の最初の現年度納付日である47年7月27日に申立期間及び46年度の2年分の未納保険料を過年度納付したとしても不自然ではない。

加えて、申立期間は1年間と短期間であり、申立期間の保険料を納付できなかった客観的な理由や周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については、還付していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月から平成元年 4 月まで
平成 10 年ごろ社会保険事務所（当時）で年金相談をした時に申立期間の保険料が還付されたことになっているのを知った。私は申立期間の保険料について還付請求したことも支払を指定したとされる郵便局に還付金を受取に行ったこともないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 2 月に厚生年金保険に加入したため、この時点から平成元年 4 月まで国民年金と重複加入となり、申立期間の国民年金保険料が還付されることに不自然さは無い。

また、申立人のオンライン記録には、還付対象期間（申立期間と同じ。）及びこれに見合う還付金額が記載されているほか、還付決議日、送金支払金融機関名、送金通知書作成年月日等が記録されており、これら記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の父親が国民年金保険料を納付してくれていたとしており、申立人の公簿上の住所はその父親と同一で、還付決定されたころ申立人は同地を離れていたものの、申立人の保険料の還付請求手続等を申立人の父親又はその委任を受けた者が行い、ほかに充当すべき国民年金保険料の未納期間が存在していないことから、その父親が還付金を受け取ったとしても不自然ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。